

舟形町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成31年4月

舟形町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「舟形町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 舟形町通学路安全推進会議の設置

このプログラムに基づく取り組みの実施については、関係機関が情報の共有を図り、連携して継続的に取り組むことが必要であることから、以下の関係機関の職員を構成メンバーとする「舟形町通学路安全推進会議」を設置しました。

- 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所
新庄国道維持出張所
- 新庄警察署
- 最上総合支庁建設部道路計画課
- 舟形町教育委員会
- 舟形町立小中学校
- 舟形町P T A連絡協議会
- 舟形町地域整備課(町道管理部局)
- その他、状況により必要と認める者

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

舟形町は、町内の4小学校を統合し、平成25年度から1小学校・1中学校となり、小学校については、舟形学区の舟形本町・一の関・西堀地区を除いて通年スクールバス通学になりました。尚、10月中旬以降の冬期間においては、一の関・西堀地区もスクールバス通学としています。また、中学校

については、舟形学区の舟形本町・西堀・木友地区を除いて通年スクールバスで通学をしています。中学校については、徒歩通学の区域においては4月から10月中旬までの夏期間、希望制により自転車通学を許可しています。

そこで、児童・生徒がスクールバスを乗り降りする場所とバス停を利用するまでの道のりや生徒が自転車通学する道のりも通学路と考え、徒歩による通学路と併せて合同点検を行う対象通学路とします。

また、継続的に通学路の安全点検を行っていくため、①合同点検の実施と対策の検討・②対策の実施・③対策効果の把握・④対策の改善、充実のサイクルを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検の実施

主な実施スケジュール

4月～3月

- ① 4月中に小学校は、通学路における危険箇所を把握し町教育委員会へ対策を要する危険箇所の報告
- ②危険箇所の把握は年間を通して継続して実施する。

5月～3月

- ①最上地区通学路安全推進会議(通学路合同点検打ち合わせ会)の出席
 - ・通学路の合同点検実施場所の決定
- ②通学路の合同点検実施
 - ・対策必要箇所の決定
- ③点検結果を踏まえた具体的な対策の検討
- ④関係機関等に対する実施状況報告

12月～2月

- ①積雪時における危険箇所の把握
- ②降積雪の状況により、必要に応じて通学路の巡回点検等を実施する。
- ③学校や役場関係部局及び関係機関等と協議
 - ・対策検討

点検の体制

合同点検は、年1回夏期に行ない、学校、警察、道路管理者、町教育委員会、町役場関係部局等の担当職員立ち会いの下で実施します。なお、冬期においては必要に応じて実施するものとします。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な対策案を検討します。

対策案については、通学路安全推進会議の関係機関の間でその情報を共有します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関の連携を図っていきます。

(5) 対策効果の把握

対策実施後、学校関係者により、対策効果を通学状況の観察を通して確認します。また、通学路を利用する児童・生徒に対して、登下校に関する安全指導の機会等に聞き取りを行い、対策効果を確認します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や対策効果の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図り、次年度の合同点検に活かしていくようにします。

4. 対策一覧表の公表

合同点検を実施した箇所に関する対策内容については、「対策一覧表」を作成し公表します。

別添資料